

別紙 1

厚木市市民窓口支援システム構築及び保守業務委託に係る企画提案競技審査基準

1 一次審査

企画提案競技参加届とともに提出を求める受注実績調書（様式3）、会社概要（様式5）及び業務実施体制（様式6）の記載内容を、次の評価基準に基づき評価を行う。

項番	評価項目	評価観点	配点
1	受注実績	本市と同規模以上の自治体における、窓口支援システムの十分な受注実績を有しているか。	15
2	会社概要	経営状況は安定しているか。	10
3		セキュリティに関する資格を有しているか。	10
4	業務実施体制	本業務を実施するのに適当な体制を構築しているか。	15
合計			50

なお、一次審査では最大で5者程度を提案事業者として選定する。

2 二次審査

システムのデモンストレーション、職員による操作確認及び質疑応答を実施し、次の評価基準に基づき評価を行う。

二次審査参加者一人当たりの持ち点を 500 点とし、全参加者の評価の合計を参加者数で除した点数を提案事業者の得点とする。

なお、小数点以下の得点は切り上げる。

項番	評価項目	評価観点	配点
1	見やすさ	<ul style="list-style-type: none">画面構成（配色、配置、文字サイズなど）は見やすいか。必須項目の色分けや文字の拡大などの工夫はあるか。	100
2	簡潔さ	<ul style="list-style-type: none">簡単に機能を選択できるような配慮がされているか。無駄な画面遷移をせず、最低限の画面遷移となっているか。	100
3	ユーザーへの配慮	<ul style="list-style-type: none">入力する内容が直感的に理解できるようになっているか。項目選択による入力や同一情報の再入力回避などの入力を簡単に行うことができるような配慮がされているか。	100
4	画面構成	<ul style="list-style-type: none">処理手順に沿った画面展開となっているか。システム全体で、画面構成や文言等が統一されているか。	100
5	使いやすさ	<ul style="list-style-type: none">項目を見つけることが容易であったり、クリックやスクロールの回数を少なくするような工夫がされているか。誤操作や誤入力を回避するための機能は充実しているか。	100
合計			500

3 三次審査

(1) プレゼンテーション及び企画提案書の内容

プレゼンテーションの内容及び企画提案書に記載された内容について、次の評価基準に基づき評価を行う。

項番	評価項目	評価観点	配点
1	構築方針	・コンセプトや考え方が、本市の方針と合致しているか。	5
2	業務スケジュール	・構築及び運用のスケジュールに無理はないか。	10
3	システム構成	・トラブルや障害に備えたシステム構成となっているか。 ・非機能要件を網羅したシステム構成となっているか。 ・各課等で使用している住民記録などの基幹系業務システムとのデータ連携が可能なシステム構成となっているか。	10
4	システムの機能及び内容	・見やすく分かりやすい画面構成となっているか。 ・操作性は優れているか。 ・機能要件を網羅したうえで、他社との差別化が可能な特徴や機能があるか。 ・将来の制度変更に対応できる柔軟性や、拡張性を備えているか。	20
5	セキュリティ管理	・個人情報を取り扱うシステムとして適切なセキュリティが担保されているか。	5
6	教育研修	・操作方法等に関する職員研修の回数や時間が十分に確保されているか。 ・研修内容はシステム操作に習熟するために適当なものとなっているか。	10
7	システム運用支援	・問合せ対応等、SLAを想定した十分な運用支援体制が確保されているか。 ・システム障害発生時に、迅速に必要な障害対応ができる環境及び体制が整っているか。 ・自動印字を行う帳票の様式やリストアップする手続きの条件等、マスタ及びパラメータ設計の追加・変更が生じた場合の対応が容易に可能となっているか。	10
8	独自提案	・仕様書で示す内容に加えて、本市の業務に対して有益と思われる内容となっているか。	10

		・システム標準化やデジタル庁が掲げる自治体窓口DXaaS等の動向を踏まえた内容となっているか。	
9	プレゼンテーション	・参加者の質問に適切に応答しているか。 ・内容に工夫が感じられるか。 ・仕様書等に記載された本市の考え方が反映された提案となっているか。	10
10	その他	・新庁舎への移転を見据えた提案となっているか。	10
合計			100

(2) システム機能要件回答書の適合率

システム機能要件回答書に記載された機能要件に、適合できている割合に基づき評価を行う。

項番	評価項目	評価観点	配点
1	システム機能要件適合率	システム機能要件に掲げた項目のうち、満たしている項目の数	250
合計			250

(3) システム非機能要件回答書の適合率

システム非機能要件回答書に記載された機能要件に、適合できている割合に基づき評価を行う。

項番	評価項目	評価観点	配点
1	システム非機能要件適合率	システム非機能要件に掲げた項目のうち、満たしている項目の数	100
合計			100

4 評価方法

契約候補事業者の選定については、二次審査及び三次審査の内容を総合的に評価・審査し、本市の業務と照らし合わせ、最も本市に適した提案を行った事業者を、契約候補事業者として選定する。

審査結果については、提案事業者に書面にて通知する。

なお、選考方法・選考内容についての問い合わせには応じない。

(1) 評価結果が同点となった場合の措置

総合得点が同点となった場合、次のアの得点を比較し、順位を決定します。

同点の場合は、イの得点を比較し決定します。

それでも同点の場合は、抽選により順位を決定します。

ア 評価項目の「システム機能要件回答書の適合率」の得点

イ 評価項目の「二次審査」の得点